

# 浅口市立寄島学園 いじめ防止基本方針

令和6年度

## いじめに関する現状と課題

近年、児童・生徒を取り巻くインターネット環境の変化により、個人的に携帯電話を所持する児童が増加したり、携帯ゲームでもネットに接続できるようになり、ネットの書き込みやボイスチャットに起因するトラブルが増加している。現在、生徒指導委員会を中心にいじめ問題への対応を行っているが、発達支持的生徒指導の取組をより強く推進するためには全ての教職員がいじめに対して共通の認識をもち、組織的・計画的に取り組む学校体制を構築していく必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校を挙げた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも養護教諭、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効のないいじめ問題解決のための取組を行う。また、児童・生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童・生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた児童・生徒の主体的な活動を進めるとともに、教科や道徳、特別活動など全ての領域で、児童と教師、児童相互の人間的な触れ合いを通して一人一人が大切にされる学級づくりや仲間づくりを進める。また、時間の許す限り児童と接する機会を多くもち、児童と教師との信頼関係を高める。
- ・いじめの早期発見のために、教育相談週間にアンケートを実施し、児童理解に努めるとともに、得られた情報を教職員間で共有する。

### 重点となる取組

- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・「人権週間」において、児童・生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、自分たちで進んでトラブルを解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・児童・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、学年の発達段階に応じて、全ての児童・生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級・地区別懇談会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。</li><li>・学校運営協議会の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童・生徒の学校外での生活に関する見守りや情報の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。</li><li>・懇談会、学校だより、学年・学級通信、電話、連絡帳、家庭訪問などを基に家庭との連携を図り、学校への信頼関係を高め、いじめの防止、早期発見に努める。</li><li>・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。</li></ul>	<p>い じ め 対 策 委 員 会</p> <p>〈対策委員会の役割〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応。</li></ul> <p>〈対策委員会の開催時期〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・年3回開催（学期ごと、1・3回目は外部委員も参加）</li></ul> <p>〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達。</li></ul> <p>〈構成メンバー〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・校外 SC、SSW、PTA会長、学校運営協議会会長等</li><li>・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、各学年部、養護教諭 等</li></ul> <p>全 教 職 員</p>	<p>【連携機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県教育委員会</li><li>・市教育委員会</li><li>・県総合教育センター</li></ul> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・重大な事態が生じた際の報告や相談</li><li>・保護者支援のためのスタッフの派遣</li></ul> <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教頭</li></ul> <p>【連携機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・玉島警察署</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・犯罪行為と取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄の警察署と連携して対処する。</li></ul> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・非行防止教室の実施</li><li>・定期的な情報交換、連絡会議の開催</li></ul> <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教頭</li></ul> <p>【連携機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域学校協働本部</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校運営協議会</li></ul> <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域での家庭生活における支援に関わる情報共有等</li></ul> <p>〈学校側の窓口〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生徒指導主事</li></ul>

## 学校が実施する取組

①	<p>（教員研修）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教職員の指導力向上のための研修として、警察署等から講師を招へいし、児童・生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</li></ul> <p>（児童会・生徒会活動）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめについて考える週間や人権週間において、児童・生徒自らが考え企画する、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。</li></ul> <p>（居場所づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・全ての児童・生徒が授業や行事の中で活躍できる場面を設定し、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。</li></ul> <p>（情報モラル教育）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年で行う。</li></ul>
②	<p>（実態把握）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童・生徒の実態把握のためのアンケートを学期1回実施する。それを受けて教育相談を実施することで、児童・生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</li></ul> <p>（相談体制の確立）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・全職員で全児童・生徒の指導をすることを合言葉に、職員と職員、児童・生徒と教師がいつでも気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、いじめを防止する体制を整える。</li></ul> <p>（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童・生徒の気になる変化や問題行動が発生した場合、スズキ校務に記載し、教職員間でいつでも早急に対応を協議し、情報共有できる体制をつくる。</li></ul> <p>（家庭への啓発）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・懇談会、学校だより、学年・学級通信、電話、連絡帳、家庭訪問などを基に家庭との連携を図り、学校への信頼関係を高め、いじめに関する啓発活動に努める。</li></ul>
③	<p>（いじめの有無の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本校児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの事実確認を行う。</li></ul> <p>（いじめへの組織的対応への検討）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を直ちに開催する。</li></ul> <p>（いじめられた児童・生徒への支援）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童・生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童・生徒及びその保護者に対して支援を行う。</li></ul> <p>（いじめた児童・生徒への指導）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめた児童・生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童・生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li></ul>

